

## 電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（非常勤である者を含む。以下「職員等」という。）が研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び職員等が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。）をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

2 この規程において「その他の不正とみなされる行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (2) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

### (遵守事項)

第3条 職員等は、健全な研究活動を保持し、研究活動における不正が起こらない環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為を行わないこと。
- (2) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為に加担しないこと。
- (3) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為を第三者にさせないこと。

2 職員等は、研究活動に当たって、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）・保管及び実験試料・試薬の保存等を行わなければならない。この場合の記録媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。

### (総括責任者)

第4条 本学における不正行為に関する申立ての処理に関する総括責任者は、研究担当理事とする。

### (研究者倫理調査委員会の設置)

第5条 本学に、不正行為に対処するため、電気通信大学研究者倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 研究担当理事
  - (2) 不正行為の疑いが思料されるとされた職員等の所属する部局等の長
  - (3) 教育研究評議会評議員 2名
  - (4) 本学の教員 2名
  - (5) 学外の有識者 若干名
  - (6) 法律の専門家 若干名
- 3 前項各号の委員は、学長が任命する。
- 4 第9条に規定する予備調査の場合は、第2項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号の委員については、構成員に加えないことができる。
- 5 学長は、第8条に規定する調査申立者及び第9条に規定する調査対象者に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を明示するものとする。この場合、本学が定めた期間内に調査申立者及び調査対象者から異議申立てがあり、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代するものとする。
- 6 第2項第2号から第6号の委員の任期は、申立事案毎に学長が個別に定める。
- 7 調査委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 8 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 9 調査委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。
- 10 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。
- 11 調査委員会の事務は、総務部研究協力課において処理する。

(窓口の設置)

- 第6条 本学における不正行為に関する申立て及び不正行為に関する相談に対応するための受付窓口を設置し、受付担当者を置く。
- 2 前項の受付担当者は、公益通報受付担当者とする。

(不正行為の疑いの申立て)

- 第7条 不正行為の疑いが存在すると思料する職員等は、文書、電話、電子メール、ファクシミリ及び面談により、受付窓口に対し、調査を申し立てることができる。
- 2 職員等は、不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、前項の申立てをしてはならない。

(申立ての受付等)

- 第8条 受付担当者は、調査の申立てを受けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該申立てを受領した旨を、当該申し立てを行った者（以下「調査申立者」という。）に通知するものとする。
- 2 本学の役員又は受付担当者以外の本学職員が、調査申立てを受けたときは速やかに受付窓口連絡し、当該調査申立者に対し、受付窓口申し立てをするよう助言しなければならない。

(予備調査)

- 第9条 総括責任者は、前条第1項に規定する調査申立てを受けたときは、速やかに学長に報告する。
- 2 学長は、当該申立内容の合理性、調査可能性等について調査（以下「予備調査」という。）を行うため、第5条に規定する調査委員会を設置する。ただし、学長が認めた場合は、調査委

員会は予備調査を省略して、次条に定める本調査を実施することができるものとする。

- 3 調査委員会は、調査申立者に対し、不正行為の疑いが存在すると思料する根拠の説明又は事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。
- 4 調査委員会は、予備調査を実施するに当たって、必要に応じて調査の対象となる職員等（以下「調査対象者」という。）に対し、事情聴取を行うことができる。
- 5 調査委員会は、申立てを受け付けた日から30日以内に、第2項の規定による説明や証拠等を基に当該予備調査を実施し、当該事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かの決定を行い、その結果を学長に報告する。
- 6 学長は、前項の結果を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 7 学長は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知する。
- 8 学長は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象者に対し、調査対象とされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

#### （本調査）

- 第10条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、本調査実施決定日から30日以内に調査を開始するものとする。
- 2 本調査は、申し立てられた当該研究について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により行うものとする。
- 3 調査申立者、調査対象者及びその他の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 4 調査委員会は、調査対象となる研究に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となる公表前のデータや論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
- 6 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### （認定及び措置）

- 第11条 調査委員会は、本調査の結果に基づき審査し、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 前項の認定は、調査開始日から150日以内に行うものとする。
- 3 調査委員会は、第1項の認定結果について、報告書を作成し、学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、その結果を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 5 学長は、第9条第7項に規定する競争的資金の配分機関に対し、認定の概要を通知するとともに、当該競争的資金に関し必要な協議を行うものとする。
- 6 学長は、調査対象者に不正行為の事実があると確認した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 調査対象者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令
  - (2) 不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、前項の競争的資金配分機関以外の学外の資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関への認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置
  - (3) 電気通信大学就業規則等に基づき懲戒処分等の措置
- 7 学長は、調査対象者に不正行為の事実がないと確認した場合は、次の掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置

(2) 調査申立者が、第7条第2項に違反して申立てを行ったことが明らかであると認められた場合には、電気通信大学就業規則等に基づく懲戒処分等の措置

(不服申立て)

第12条 調査対象者は、前条の認定に対し不服がある場合は、本学が定めた期間内に不服の申し立てを行うことができる。

2 調査申立者は、認定において、調査申立てが悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、本学が定めた期間内に不服の申し立てを行うことができる。

3 学長は、不服申立てに係る審査を、調査委員会に付託する。

4 調査委員会は、速やかに審議し、その結果を学長に報告する。

5 学長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び第9条第7項に規定する競争的資金の配分機関に通知する。

(調査結果の公表)

第13条 学長は、不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものとする。

(秘密の保持)

第14条 総括責任者、受付担当者、調査委員会委員その他不正行為の調査等に携わる者は、受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査申立者及び調査協力者等の保護)

第15条 本学の役員及び職員は、調査申立者又は不正行為に関する相談をした者及び調査に協力する者に対して、申立て、相談又は情報提供を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(啓発活動)

第16条 学長は、職員等に対し、不正行為及びその他の不正とみなされる行為の予防のため、研究倫理に関する教育や啓発等を行うものとする。

(準用)

第17条 本学職員等以外の者からの調査申立てについては、この規程を準用する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。